



2025 年 6 月 25 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 リ ロ グ ル ー プ
代 表 者 名 代 表 取 締 役 C E O 中 村 謙 一
(コード：8876 東証プライム市場)
問 合 せ 先 取 締 役 C F O 兼 C I O 門 田 康
(T E L 0 3 - 5 3 1 2 - 8 7 0 4)

譲渡制限付株式報酬としての自己株式処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、譲渡制限付株式報酬として自己株式処分（以下、「本自己株式処分」といいます。）を行なうことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 払込期日	2025 年 7 月 23 日
(2) 処分する株式の種類及び総数	当社普通株式 715,400 株
(3) 処分価額	1 株につき 1,718 円
(4) 処分総額	1,229,057,200 円
(5) 割当予定先	当社取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。） 2 名 74,000 株 当社従業員 10 名 36,500 株 当社子会社取締役 34 名 198,500 株 当社子会社従業員 101 名 406,400 株
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による臨時報告書を提出しております。

2. 処分の目的及び理由

2025 年 5 月 8 日付「譲渡制限付株式報酬制度の実施に関するお知らせ」のとおり、当社は、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除きます。以下、「対象取締役」といいます。）及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員（以下、総称して「割当対象者」といいます。）が当社株式を所有することで経営参画意識を高め、当社企業価値の持続的な向上を目指すと共に、株主の皆様と一層の価値共有を進めることで、中長期的な企業価値の向上を図ることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入することを、2025 年 5 月 8 日の取締役会で決議しております。また、2025 年 6 月 25 日開催の第 58 回定時株主総会において、本制度に基づき、既存の金銭報酬枠とは別枠で、対象取締役に対する譲渡制限付株式付与のために支給する金銭報酬債権の総額を年額 200 百万円以内とすること、対象取締役に対して発行または処分する当社の普通株式の総数は年 74,000 株以内とすること及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間として、対象取

締役は、譲渡制限付株式の交付日から 10 年間、当該株式について、譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をしてはならないものとする等につき、ご承認をいただいております。

その上で、当社及び当社子会社は、本日開催の取締役会の決議により、本制度の目的、当社の業績その他諸般の事情を勘案し、割当対象者 147 名に対し、金銭報酬債権合計 1,229,057,200 円（以下、「本金銭報酬債権」といいます。）を支給することを決議し、同じく本日開催の当社取締役会において、本制度に基づき、割当対象者が当社及び当社子会社に対する本金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付することにより、当社の普通株式 715,400 株を処分することを決議いたしました。なお、本制度において割当対象者に対し発行または処分する株式数につきましては、2025 年 5 月 8 日付「譲渡制限付株式報酬制度の実施に関するお知らせ」において上限を 700,000 株と記載しておりましたが、再検討を重ねた結果、これを 715,400 株とすることを本日開催の取締役会で決議しております。また、本制度の導入目的である企業価値の持続的な向上及び株主の皆様との価値共有を中長期にわたって実現するため、譲渡制限期間を 10 年間（以下、「スキーム A」といいます。）または割当対象者が当社または当社子会社から退任または退職するまで（以下、「スキーム B」といいます。）としております。

3. 譲渡制限付株式割当契約の概要

本自己株式処分に伴い、当社は割当対象者との間で個別に譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」といいます。）を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

<当社取締役及び当社従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員の一部を対象とする本割当契約：スキーム A>

（1）譲渡制限期間

スキーム A の割当対象者（以下、「対象取締役等」といいます。）は、2025 年 7 月 23 日（以下、「本払込期日」といいます。）から 2035 年 7 月 22 日までの間（以下、「対象取締役譲渡制限期間」といいます。）、割当てを受けた当社の普通株式（以下、「対象取締役向け本割当株式」といいます。）について、譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をしてはならないものといたします。

（2）譲渡制限の解除条件

対象取締役等が対象取締役譲渡制限期間中、継続して当社または当社子会社（以下、当社及び当社子会社を「当社グループ」と総称します。）の取締役、執行役員または従業員のいずれかの地位にあったことを条件として、当該対象取締役等が保有する対象取締役向け本割当株式の全部について、対象取締役譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除いたします。

ただし、対象取締役等が、対象取締役譲渡制限期間中に、正当な理由により退任若しくは退職または死亡により退任若しくは退職した場合、対象取締役等が保有する対象取締役向け本割当株式のうち本払込期日の直前の当社の定時株主総会を含む月の翌月から当該退任若しくは退職した日を含む月までの月数を 120 で除した数（ただし、計算の結果 1 を超える場合は、1 とします。）に、対象取締役向け本割当株式数を乗じた数（ただし、計算の結果 1 株未満の端株が生ずる場合には、これを切り捨てます。）について、当該退任若しくは退職が発生した時点の直後の時点をもって、譲渡制限を解除いたします。

（3）無償取得事由

対象取締役等が、譲渡制限期間中に、正当な理由によらず当社グループの取締役、執行役員または従業員のいずれの地位からも退任若しくは退職した場合には、当社は当該対象取締役等が保有する対象取締役向け本割当株式を当然に無償で取得いたします。

また、上記（2）で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されていない対象取締役向け本割当株

式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

（４）組織再編等における取扱い

上記（１）の定めにかかわらず、当社は、対象取締役譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、払込期日の直前の定時株主総会の開催日を含む月の翌月から当該承認の日（以下、「組織再編等承認日」といいます。）を含む月までの月数を 120 で除した数（ただし、その数が 1 を超える場合は、1 とします。）に、組織再編等承認日において対象取締役等が保有する対象取締役向け本割当株式の数を乗じた数の株数（ただし、計算の結果 1 株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てます。）の株式について、当該組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、譲渡制限を解除いたします。その場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない対象取締役向け本割当株式がある場合には、当社は、これを当然に無償で取得いたします。

＜当社従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員の一部を対象とする本割当契約：スキームＢ＞

（１）譲渡制限期間

スキームＢの割当対象者（以下、「対象従業員」といいます。）は、本払込期日から、当社グループの取締役、執行役員または従業員のいずれの地位からも退任若しくは退職する日または本払込期日の属する事業年度に係る当社の有価証券報告書（本払込期日が当社の事業年度開始後 6 ヶ月以内の日である場合には当社の半期報告書）が提出される日のいずれか遅い日までの間（以下、「対象従業員譲渡制限期間」といいます。）、割当てを受けた当社の普通株式（以下、「対象従業員向け本割当株式」といいます。）について、譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をすることができないものといたします。

（２）譲渡制限の解除条件

対象従業員が本払込期日から 2035 年 7 月 22 日までの期間、継続して当社グループの取締役、執行役員または従業員のいずれかの地位にあったことを条件として、対象従業員向け本割当株式の全部について、対象従業員譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除いたします。また、対象従業員が 2035 年 7 月 21 日以前に、正当な理由により退任若しくは退職した場合または死亡により退任若しくは退職した場合、対象従業員が保有する対象従業員向け本割当株式のうち、本払込期日の直前の当社の定時株主総会を含む月の翌月から当該退任若しくは退職した日を含む月までの月数を 120 で除した数（ただし、計算の結果 1 を超える場合は、1 とします。）に、対象従業員向け本割当株式数を乗じた数（ただし、計算の結果 1 株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てます。）について、当該退任若しくは退職が発生した時点の直後の時点をもって、本譲渡制限を解除するものといたします。

（３）無償取得事由

上記（２）で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されていない対象従業員向け本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

（４）組織再編等における取扱い

上記（１）の定めにかかわらず、当社は、対象従業員譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、払込期日を含む月の翌月から当該承認の日（以下、「組織再編等承認日」といいます。）を含む月までの月数を 120 で除した数に、組織再編等承認日において対象従業員が保有する従業員等向け本割当株式の数を乗じた数の株数（ただし、計算の結果 1 株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てます。）について、当該組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、譲渡制限を解除いた

します。その場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない対象従業員向け本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

4. 株式の管理

割当対象者は、当社が指定する証券会社に、当社が指定する方法にて、本割当株式について記載または記録する専用口座を開設し、譲渡制限が解除されるまでの間、本割当株式の全部を当該専用口座に保管・維持するものいたします。

5. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分における処分価額は、恣意性を排除した価格とするため、取締役会の直前営業日（2025 年 6 月 24 日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である 1,718 円としております。これは、当社取締役会の決議日直前の市場株価であり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以 上